

平成20年9月19日

各位

会社名
株式会社テン・アローズ
代表者名
代表執行役社長 林 勝哉

(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 IR担当執行役 小田 義高
TEL (078) 792-7431

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成20年9月19日開催の取締役会において、有限会社サザンイーグル（以下「サザンイーグル」といいます。）と有限会社オットー（以下「オットー」といい、サザンイーグルと総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本意見表明に関する決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者らが当社を100%子会社化する予定であること及び、その後、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) サザンイーグル

(平成20年9月19日現在)

(1) 商号	有限会社サザンイーグル	
(2) 主な事業内容	当社株式その他の資産を保有すること及び本公開買付けにより当社の株式を取得し、保有することを主たる事業の内容としています。	
(3) 設立年月日	昭和63年12月21日	
(4) 本店所在地	兵庫県西宮市鷲林寺南町6番6号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 古庄 秀樹	
(6) 資本金の額	25,102,000円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社Tomorrow 100%	
(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	サザンイーグルは、当社の発行済株式総数の約18.08%(3,802,432株)を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。

	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の主要株主であります。 (持株比率：約18.08% (3,802,432株))。

(2) オットー

(平成20年9月19日現在)

(1) 商号	有限会社オットー	
(2) 主な事業内容	当社株式その他の資産を保有すること及び本公開買付けにより当社の株式を取得し、保有することを主たる事業の内容としています。	
(3) 設立年月日	昭和61年8月25日	
(4) 本店所在地	兵庫県西宮市鷺林寺南町6番6号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 古庄 秀樹	
(6) 資本金の額	31,162,000円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社Tomorrow:76.0%、有限会社クレマチス:24.0%(注)	
(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	オットーは、当社の発行済株式総数の約7.52% (1,581,050株) を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 本日現在、株式会社Tomorrowはクレマチスの発行済株式の49.00%を保有しており、また、株式会社Tomorrowの完全子会社であるサザンイーグルがクレマチスの発行済株式の51.00%を保有しているため、株式会社Tomorrowは実質的にクレマチスの発行済株式の100%を保有しています。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役兼代表執行役社長である林勝哉は、本公開買付け終了後に、公開買付者らの親会社である株式会社Tomorrow(以下「Tomorrow」といいます。)に間接的出資を行う予定であるため、特別利害関係人として、上記決議には参加しておりません。また、取締役の林宏子は、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために上記決議には参加しておりません。したがって、上記決議には、この2名を除く取締役3名(いずれも社外取締役)の全員が出席し、決議に参加した当社の取締役全員的一致で決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

本公開買付けにかかる公開買付者らによるプレスリリースによれば、公開買付者らは、いずれもニューヨーク証券取引所上場会社であるMorgan Stanleyを頂点とするモルガン・スタンレーグループのアジア地域におけるプライベート・エクイティ部門であるMorgan Stanley Private Equity Asia（以下「MSPEA」といい、MSPEA並びにMSPEAがファイナンシャル・アドバイザー業務を提供する投資ファンド及び会社等を総称して「MSPEAグループ」といいます。）がファイナンシャル・アドバイザー業務を提供する投資ファンドが直接又は間接に支配し、本公開買付けのために設立されたTomorrowが、本日現在において、直接又は間接に発行済株式の100%を保有する特例有限会社です。Tomorrowは、本公開買付けに先立ち、創業家一族（以下に定義します。）より公開買付者ら及びその株主である有限会社クレマチス（以下「クレマチス」といいます。）の発行済株式を譲り受けた結果、公開買付者らの発行済株式を、直接又は間接に100%保有するに至っています。なお、本日現在、サザンイーグルは、当社の株式を3,802,432株（当社の総議決権に対する議決権の割合：19.63%）を保有しており、また、オットーは、当社の株式を1,581,050株（当社の総議決権に対する議決権の割合：8.16%）を保有しております。なお、クレマチスは、当社の株式を直接には保有していません。

公開買付者らは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）の手法により当社株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、その保有する当社株式（合計5,383,482株、当社の総議決権に対する議決権の割合：27.80%）を除いた、当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした本公開買付けを実施いたします。

当社の取締役兼代表執行役である林勝哉、当社の創業者であり取締役でもある林宏子、当社の創業者である林雅晴氏並びにその親族である林達哉氏及び瀬崎五葉氏（以下、5名を総称して「創業家一族」といいます。）は、それぞれ、以下のとおり当社の株式を保有しており、公開買付者らと創業家一族の間で、その保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

<u>創業家一族</u>	<u>所有する株式数</u>	<u>総議決権に対する議決権の割合</u>
林勝哉氏	957,100株	4.94%
林宏子氏	1,037,699株	5.36%
林雅晴氏	1,508,925株	7.79%
林達哉氏	954,700株	4.93%
瀬崎五葉氏	954,700株	4.93%

本公開買付けに先立ち、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrow、Tomorrowの株主でありMSPEAがファイナンシャル・アドバイザー業務を提供する投資ファンドの傘下でベルギー法に基づき設立された会社であるMSPE Tanya Holdings BVBA（以下「MSPETH」といいます。）、ハヤテインベストメント株式会社（以下「ハヤテ」といいます。）が運用助言を行うファンドであるK&H L.P.（ジェネラルパートナー：Bianco Capital Ltd.）（以下「ハヤテ・ビークル」といいます。）及び創業家一族は、本取引の諸条件に関して、マネジメントバイアウト基本契約書（以下「MBO基本契約」といいます。）を締結しております。

当社の取締役兼代表執行役社長である林勝哉を含む創業家一族の一部は、本公開買付けの決済をはじめ、その他MBO基本契約に定められた一定の手続きが完了した場合には、ハヤテが運用助言を行うファンドのハヤテ・ビークルに対して、リミテッド・パートナーとして出資を行い、また、ハヤテ・ビークルは本公開買付けの決済後にTomorrowが行う予定の第三者割当増資を引き受け、創業家一族がハヤテ・ビークルに対して出資した金銭のうち金31億円について、Tomorrowに対して出資を行う予定です。当該第三者割当増資が実行された後においては、MSPETH及びハヤテ・ビークルは、Tomorrowの発行済株式総数のそれぞれ約50.8%及

び約49.2%を保有することとなる予定です。

さらに、本公開買付けの決済が完了した場合には、下記（4）に記載の公開買付者らが当社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有する手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施し、本完全子会社化手続が完了した場合には、Tomorrow、公開買付者ら及びクレマチスは、合併その他の組織再編の方法により、経営統合を実施することを検討しております。

本取引の実行後、MSPEA グループ及びハヤテには、経営陣との緊密な協業体制を構築することにより、中長期的な視点に立った当社の事業改革を、当社の成長及び競争力強化と企業価値向上に資するパートナーとして、日本国内のみならずグローバルな視点から支援いただく予定です。また、創業家一族のうち本取引後も当社の経営にあたる林勝哉は、本取引を、経営に緊張感を醸成し、企業体質を強くする変革と位置づけて、現在取り組んでいる経営改革をより迅速、確実に進めていく所存であり、同氏からはMSPEA グループ及びハヤテのリソースを最大限活用し、当社の事業改革を断行することにより、当社の企業価値向上に邁進するとの説明を受けております。

② 当該公開買付けに賛同することを決定した根拠

当社グループは、昭和50年の設立以来、「人はみな豊かでなければならない 我々に関係ある人はみな どうしても豊かでなければならない」という基本理念のもと、機能性下着を中心とした良質な商品と人の絆による訪問販売のサービスを展開し、女性の美と健康と女性の社会進出に貢献してまいりました。その成長の過程において、平成2年10月には日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成10年11月には大阪証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。その後、平成18年6月には、株式会社シャルレを新設分割して、持株会社体制に移行し、事業の拡大を目指してまいりました（持株会社体制に移行した際、持株会社を株式会社テン・アローズに商号変更して、新設会社であるレディースインナー事業会社の商号をシャルレとしています。なお、平成20年10月には、当社が株式会社シャルレのレディースインナー事業を吸収分割することで、当社がその事業を承継し、商号もシャルレに戻す予定となっております。）。

しかしながら、当社グループの中核事業会社である株式会社シャルレの売上は、昨今の消費者の訪問販売離れや、機能性下着販売の競争激化、代理店の高齢化などにより、11年下降トレンドの状況です。また、持株会社体制に移行して、事業拡大を目指しましたが、グループ内のギフト卸売事業会社は、ギフト慣習の変化と他業種によるギフト需要の取り込みの影響を受け、収益性を大きく悪化させる事態となったことから、平成19年11月に、同業者との統合効果による事業再生を期待し、その事業を譲渡する結果となるなど、事業の展開は進んでおりません。

そのような経営環境を打開するため、現在の経営体制になって以降、レディースインナー事業の再生のための変革と、企業グループの再編による女性の美と健康の事業領域への集中を進めてまいりました。

その変革と再編を進めるなかで、レディースインナー事業の国内においては、新たな購入方法の提供や代理店・特約店の事業環境を改善するため経費が先行的に発生することにより、中期的に利益が減少することや、その実行による成果が計画通り実現しない事業リスクがあります。また、レディースインナー事業の中国現地法人では新展開の投資が発生することで黒字化まで、ある程度の期間を要します。さらに、レディースインナー事業以外の事業においては新たな事業計画を展開するためのマーケティングコストが発生し初期は赤字が予測されます。これらによって短期的に業績がマイナスに振れる可能性があっても、腰を据えた事業改革を行う必要性を認識するとともに、事業改革の成果如何によっては中長期的にマイナスの方向での影響が生じる可能性も否定できない経営状態であると判断しております。そこで、このような経営環境を乗り越え、一貫した経営理念に基づく断固とした事業改革を実行するためには、株主、経営陣及び従業員が一体となって当社の革新に注力するだけにとどまらず、経営者自身にリスクを集中して、その自己責任において、迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することこそが、中長期的な観点から当社の企業価値の最大化のために必要な施策であると考えられます。

一方、本事業改革を成功裡に遂行するためには、短期的な業績変動等に左右されることなく、一貫した経営理念に基づく断固とした改革を行う必要があります。すなわち、本事業改革の過程においては、当社の事業は事業構造の変革の過渡期に置かれ、一時的な売上規模の縮小や必要な投資の増加による利益及びキャッシュフローの悪化、経営の不確実性の増加等が見込まれ、それらに起因する株価の下落が生じる可能性があります。この場合、近年ますます短期的観点での事業評価の志向を強めている資本市場からは本事業改革が十分な評価を得られない可能性があります。当社の中長期的な企業価値の向上のためには、なお本事業計画を一貫して推進する必要があります。

また、本事業改革には、一定のリスクを伴う危険性があります。例えば、本事業改革においては、ビジネスメンバー活性化のために様々な新たな枠組みの導入を検討しておりますが、それらの導入により一時的に販売現場が混乱し、それに伴うビジネスメンバーの活動低下が当社の売上高の低下につながるおそれがあります。また、本事業改革においては、利便性の高い商品購入方法の導入のために比較的多額の情報システムその他への投資を行う予定ですが、想定通りの成果が達成できない場合、それら投資が利益及びキャッシュフローを圧迫するおそれがあります。

このような中、当社の取締役兼代表執行役である林勝哉は、MSPEA グループ及び、ハヤテとの間で、当社の中長期的な企業価値向上のための経営施策について検討する機会を得、最善の経営施策について継続的に協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、林勝哉は、当社の企業価値を中長期的に向上させるためには本事業改革を推進することが不可欠であることを再確認した上、短期的な業績の変動や株価の変動に左右されずに本事業改革を遂行し、また、本事業改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するために、マネジメント・バイアウト（MBO）の方法により、当社の株式を非公開化した上で、当社を中長期的に支援する中核安定株主の存在を背景として実現される明確なコーポレート・ガバナンスの下で、株主と当社の経営陣及び従業員が一体となって機動的、かつ、迅速に事業を展開する体制を構築すること並びに明確な事業改革の意志を当社の経営陣及び従業員をはじめとするステークホルダーに示し浸透させることが最善であると判断しました。また、MSPEA グループ及びハヤテは、上記の林勝哉との協議・検討において、本事業改革による当社の経営状態の改善及び今後の企業価値の向上の可能性を共有し、それぞれ当社の中長期的な企業価値の向上に努めることといたしました。具体的には、MSPEA グループ及びハヤテは、MSPEA グループ及びハヤテの持つ国内外の幅広いネットワークを活用し、当社の事業運営を補強する経営幹部レベル及び実務者レベルの人材の獲得、業務提携支援、業界のベストプラクティスの導入並びに当社の中国事業の成長戦略支援等を行う予定であり、また、MSPEA グループ及びハヤテの持つ経営及び財務ノウハウを活用し、経営管理基準の導入及びそれに基づいた事業戦略の策定・実行支援等も、積極的に行う旨の説明を受けております。

当社は、このような公開買付者らからの本公開買付けに関する提案を受け、上記のような当社を取り巻く状況を総合的に考慮し、検討いたしました。その結果、当社を公開買付者らの完全子会社とすることによって当社の株式を非公開化する本取引を実行することが、経営者自身の迅速な意思決定を実効的に担保し、当社の企業価値を向上させるために最も有効な手段であるとの結論に至りました。

また、下記(3)に記載のとおり、本公開買付けの買付価格（以下「買付価格」といいます。）は、当社の株主の皆様にとって、公正かつ妥当なものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することといたしました。

なお、当社は、平成20年9月19日の取締役会において、本公開買付けが成立した場合には、平成21年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主様に対する剰余金の配当にかかる議案を、株主総会に上呈しないことを決議しています。また、本公開買付けが成立した場合には、株主優待制度についても、併せて廃止することを決議しています。

詳細につきましては、本日公表いたしました「平成21年3月期期末配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

(注1) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として、買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者らは、本公開買付けが当社の取締役兼代表執行役社長である林勝哉を中心としたマネジメント・バイアウトである本取引の一環として行われるものである点を踏まえ、以下のように、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

① 株主の皆様への十分な情報の開示

公開買付者らは、当社の株主の皆様が本公開買付けに応じるか否かについて、適切な判断が可能となるよう、本公開買付けに係る公開買付届出書において、本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定の経緯等の情報を具体的に開示しております。

② 独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者らは、第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTAS」といいます。）から提出された当社株式に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にし、最終的に当社との協議を経て買付価格を800円に決定いたしました。

EYTASは、当社の株式価値を算定するに際して、公開買付者らより提出された当社の事業計画等を検証のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比準法（EBITDA倍率方式）及び、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社の株式価値算定を行いました。

I. 市場株価法

EYTASは、市場株価法は当社の株式市場における株価を基に株式価値を判断する方法であり、公開企業の株式価値評価において最も客観的な評価手法であると考え、市場株価法を採用しています。

当社の評価基準日を、平成20年9月16日として、過去3ヶ月間の終値の最小値と最大値を採用し、一株当たり株式価値を498円～600円と算定しました。

II. 類似会社比準法

EYTASは、類似会社比準法では同業他社の株価及び財務データを使用するため、実証的な株式価値評価を行うことが可能になると考え、類似会社比準法を採用しています。

上場している類似企業のEBITDA倍率を採用し、一株当たり株式価値を599円～855円と算定しました。

III. DCF法

EYTASは、DCF法は企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の価値評価を行う上で適した手法であると考え、DCF法を採用しています。

EYTASは、当社提示の財務予想を基礎として、買付者としての視点で実現可能性を斟酌して計算した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した資本コストを使用した割引率で現在価値に割り引くことによって、一株当たり株式価値を646円～908円と算定しました。

公開買付者は、株式価値算定書の一株当たり株式価値の498円から908円という算定結果及び当社株式の過去の売買価格等を参考にし、本公開買付価格を慎重に検討いたしました。また、本公開買付けを含む本取引が成立した結果、当社株式が上場廃止となることが見込まれており、当社の株主の皆様への影響が大きいことや、当社による本公開買付けに対する賛同の可否、本公開買付け成立の見通し及び当社の取締役会との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に本公開買付け価格を決定いたしました。

なお、買付価格は、当社の平成20年9月18日までの大阪証券取引所における当社株式の終値の過去1ヶ月の単純平均値517円、過去3ヶ月の単純平均値531円、過去6ヶ月の単純平均値535円、過去12ヶ月の単純平均値565円に対して、それぞれ約54.8%、50.7%、49.6%、41.7%のプレミアムを加えた価格であります。

一方、当社の取締役会は、公開買付者らから提示された買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置のひとつとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関である、株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。

KPMG FASは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画（注2）等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、下記株式価値の算定結果を当社取締役会へ報告いたしました。

I. 株式市価法

当社の株式は、大阪証券取引所市場第二部に上場しており、株式市場における客観的な株価が測定可能であるため、KPMG FASは、株式市価法に基づく評価を実施しました。

KPMG FASは、当社株価の評価基準日を平成20年9月17日として、過去1ヶ月平均株価、過去3ヶ月平均株価、過去6ヶ月平均株価を算定した上で、過去1ヶ月株価終値平均値と過去6ヶ月株価終値平均値をそれぞれ下限値、上限値として株式価値を評価し、1株当たり株主資本価値を518円～535円と算定しました。

II. DCF法

KPMG FASは、DCF法は評価対象企業の将来キャッシュフローを基礎とし、超過収益や事業リスクを考慮した株式の理論価値の算定を行う目的において、合理的な評価方法であると考え、DCF法に基づく評価を実施しました。

当社の提出した事業計画に基づいて、将来獲得することが期待されるキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たり株主資本価値を681円～1,010円と算定しました。

III. 株価倍率法

KPMG FASは、当社と事業内容、財政状態、収益状況等が類似している上場類似企業を特定することが可能であると考え、株式市価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができる株価倍率法に基づく評価を実施しました。

KPMG FASは、株価倍率法においては、上場類似企業のEBITDA倍率、経常利益倍率を採用し、1株当たりの株主資本価値を976円～1,259円と算定しました。

IV. 修正純資産法

KPMG FASは、当社の貸借対照表においては、現預金、有価証券、投資有価証券など、客観的な時価が把握可能で、換金可能性が高い資産の占める割合が比較的高いため、資産・負債の時価に基づく静態的な評価は、客観的・安定的な評価方法と考えられることから、修正純資産法に基づく評価を実施しました。

KPMG FASは、平成20年6月30日現在の連結貸借対照表の簿価純資産額に、資産・負債の時価評価に伴う加減算額を調整して修正純資産額を算出し、1株当たり株主資本価値

を929円と算定しました。

当社の取締役会は、KPMG FASによる株主資本価値の算定結果等を参考に、公開買付者らとの協議・交渉の結果を踏まえた上で、買付価格、その他本公開買付けの諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、平成20年9月19日開催の取締役会において、買付価格、その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を全員一致で承認可決いたしました。

(注2) 当社は、平成20年4月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した実現可能数値を取締役会で決議しております。

公開買付者らの株式価値算定書

算定方法	算定結果
市場株価法	498 円～600 円
類似会社比準法	599 円～855 円
DCF 法	646 円～908 円

当社の株主資本価値評価報告書

算定方法	算定結果
株式市価法	518 円～535 円
DCF 法	681 円～1,010 円
株価倍率法	976 円～1,259 円
修正純資産法	929 円

③ 出席取締役全員の承認

当社取締役会は、平成20年9月19日開催の取締役会において、上記②の株主資本価値の算定結果を含む上記の情報収集により取得した情報も参考とし、当社の企業価値向上の観点から、本公開買付けについて、慎重に協議を行った結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、公正、かつ、妥当な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、林勝哉氏及び林宏子氏を除く取締役3名の全員が出席し、全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会は、平成20年6月より、本取引に法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所から受けております。

なお、取締役兼代表執行役である林勝哉は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対し、ハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、意思決定の公正性を担保するため、当社の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、取締役の林宏子は、創業家一族であることを鑑み、疑義を避けるために本取引に関連する審議及び議決には、参加しておりません。なお、林勝哉及び林宏子を除き、取締役会に出席し、決議に参加した取締役3名は、いずれも社外取締役であります。

④ 公開買付期間を比較的長期間に設定

公開買付者らは、法令に定められた最低期間が20営業日であるところを、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日としております。公

開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも、買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者らは本公開買付けについて、当社の自己株式を除く発行済株式総数（19,380,335株）から公開買付者らが保有する株式の数（5,383,482株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている創業家一族が保有する株式の数（5,413,124株）を控除した数のうちその過半数に相当する数（4,291,865株）の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定の下限を設定することにより、公開買付者ら及び創業家一族以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を重視しております。

なお、公開買付者らと当社は、当社が公開買付者らの対抗者と接触するようなことを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記の公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者らは当社の自己株式を除く発行済株式総数の約77.85%以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで自己株式を除く発行済株式の全てを公開買付者らが取得できなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付け終了後、本取引の一環として、以下の方法により公開買付者らを除く当社の株主の皆様に対して当社の株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者らが本完全子会社化手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付け成立後、公開買付者らは、①当社の定款の一部変更をして当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部変更をして、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記①乃至③を同一の臨時株主総会に付議し、上記②を普通株主による種類株主総会に付議することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて上記臨時株主総会及び、普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しております。

公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合には、当社の自己株式を除く発行済株式総数の約77.85%以上を保有することになる予定であり、上記各手続を採用することが決定された場合、公開買付者らは、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）を当社が取得することとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなります（注3）が、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主の皆様へ交付されることとなる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、公開買付者らが当社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することとなるよう、公開買付者ら以外の当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

本完全子会社化手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116

条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。本完全子会社化手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者らの株式保有状況及び公開買付者ら以外の当社の株主の皆様による当社株式の保有状況等によって、本完全子会社化手続に代えてそれと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者らが当社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することとなるよう、公開買付者ら以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主の皆様へに交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあります。

本完全子会社化手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。手続の都合により、公開買付者らは、これらの臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する当社における基準日設定公告を本公開買付けの決済に先立ち実施する等の協力を当社に要請しております。議案や手続の実施の詳細については、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて、税務専門家にご確認ください。

(注3) 公開買付者らは、当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催に先立って、当社がその自己株式を消却することを当社に要請し、当社はかかる要請に応じることの検討を開始しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の手続に従い、公開買付者らが当社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することを予定しておりますので、その場合には当社株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券を大阪証券取引所において取引することはできません。

なお、当社は、平成 20 年 9 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成 21 年 3 月 31 日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主様に対する期末配当を実施しないことを決議いたしました。また、本公開買付けが成立した場合には、株主優待制度についても、併せて廃止することを決議しております。

(6) 公開買付者と当社の株主の皆様との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けを実施するにあたり、公開買付者らは、前述のとおり、当社の大株主である創業家一族の保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

(7) 当社の今後の見通し

当社の取締役兼代表執行役社長である林勝哉は、前述のとおり、当社の実質的な親会社にあたる Tomorrow に間接的出資を行うとともに、本取引成立後も引き続き当社の取締役兼代表執行役社長にとどまり、当社の経営にあたる予定です。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

※ 別紙：公開買付者らの「株式会社テン・アローズ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

●告知方法

- ・報道機関への発表（9月19日）
- ・意見表明報告書の提出（9月22日の予定）
- ・株式会社テン・アローズ ホームページ：<http://www.ten-arrows.com>

●お問い合わせ窓口について

株主様フリーダイヤル： 0120-81-4860

受付時間： 9：30～17：30

※フリーダイヤル開設日は、9月19日(金)からとなります。

※土曜・日曜・祝日はお休みさせていただきます。

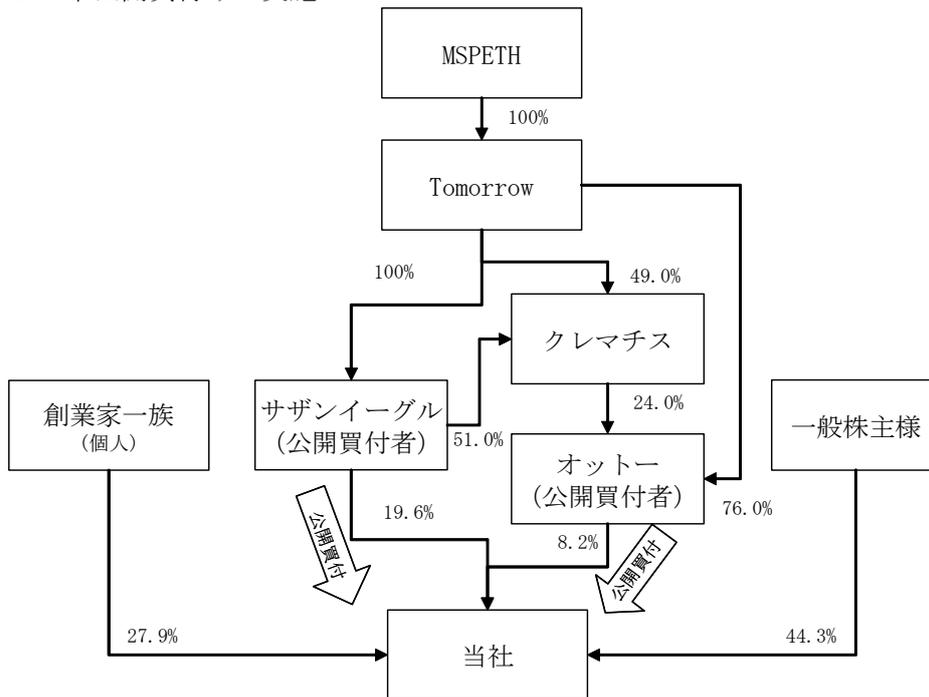
※9月20日(土)、21日(日)、23日(祝)は、受付いたします。

また、開設期間は、9月19日(金)～11月5日(水)を予定しております。

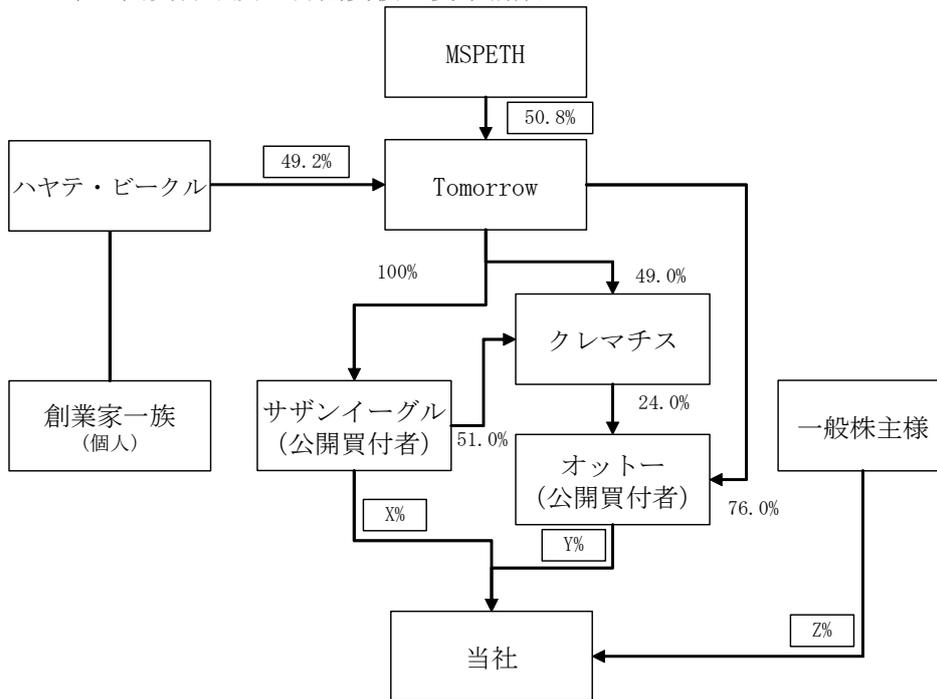
公開買付けに関するご相談、お申し込みに関することは、別紙の公開買付者らの「株式会社テン・アローズ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご確認ください。

<ストラクチャーの概要> (注4)

1. 本公開買付けの実施



2. 本公開買付け及び再出資後の資本構成



(注4) 図中の数値は議決権比率を表しています。